

国の教育振興基本計画

- ◆第1期 教育振興基本計画(平成20年7月1日閣議決定)
- ◆第2期 教育振興基本計画(平成25年6月14日閣議決定)
- 計画の期間 平成25年度～平成29年度
- 4つの基本的方向性と成果目標
 1. 社会を生き抜く力の養成
 - ①「生きる力」の確かな育成
 - ②課題探求能力の修得
 - ③生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の修得
 - ④社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等
 2. 未来への飛躍を実現する人材の養成
 - ⑤社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の育成
 3. 学びのセーフティネットの構築
 - ⑥意欲ある全ての者への学習機会の確保
 - ⑦安全安心な教育研究環境の確保
 4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成
 - ⑧互助・共助による活力あるコミュニティの形成
- 計画に示されていること
 - ・我が国における今後の教育の全体像
 - ・今後5年間に実施すべき教育上の方策
 - ・施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

- ◆教育基本法(平成18年12月22日法律第120号)
- (教育振興基本計画)
- 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2. 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

長崎県の教育振興基本計画

- ◆第二期長崎県教育振興基本計画
- 計画の期間 平成26年度～平成30年度
- 長崎県教育が目指す4つの人間像
 - ・創造性に富み、自立した人間
 - ・いのちを重んじ、心豊かでたくましい人間
 - ・郷土及び国家を担う責任を自覚し、その形成と発展に主体的に参画する人間
 - ・我が国と郷土の伝統・文化や自然を誇りに思い、これからの国際社会を生きる人間
- 基本テーマ
 - ～長崎の未来を切り拓く人・学校・地域づくり～
 - 人づくり
 - 変化の激しい社会を生き抜く「確かな学力」の育成
 - 学校における効果的なICT活用の促進
 - 国際社会で主体的に行動し、活躍できる人材の育成
 - 多様な教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進
 - ふるさとを知り、思い、語ることができる子どもの育成
 - 離島等の過疎地域における教育の維持・向上
 - 学校づくり
 - 信頼され、学び続ける教員の育成
 - いじめや不登校など児童生徒が抱える問題への対応
 - 安全で安心して学べる教育環境の整備
 - 地域づくり
 - 地域の絆を深める地域教育力・家庭教育力の向上
 - 国民体育大会や全国高等学校総合文化祭など全国大会の成果の継承

- 10の基本的方向性
 - 確かな学力
 - ①未来を切り拓く確かな学力を身につけさせ、一人一人の可能性を伸ばします
 - 豊かな心
 - ②我が国と郷土を愛する心や豊かな人間性、社会性を育みます。
 - 健やかな体
 - ③健康の保持増進を図り、健やかな体を育成します
 - 信頼される学校づくり
 - ④子ども・保護者・地域に信頼される学校づくりを進めます
 - 教育環境の整備
 - ⑤安全確保や修学支援に努め、安心して学べる教育環境を整備します
 - 生涯学習・社会教育の推進
 - ⑥学び合い、高め合い、支え合う生涯学習・社会教育を推進します。
 - 地域教育力・家庭教育力の向上
 - ⑦「地域みんなで子どもを育み、家庭教育を支援する」風土をつくります
 - 文化・スポーツの推進
 - ⑧喜びや感動、潤いや活力をもたらす文化・スポーツ活動を推進します
 - 私立学校の振興
 - ⑨魅力ある私立学校づくりを支援します
 - 個性が輝く県立大学づくり
 - ⑩個性が輝く県立大学づくりを進めます

参酌

時津町教育振興基本計画

(教育振興基本計画策定委員会が協議・教育委員会が策定)

○次期計画
計画期間:平成28～32年度

教育理念・目標

○基本理念
夢や志をいだし、ふるさと時津を拓く人づくりをめざして

○基本目標
1 広く世界に目を向け、自ら学び、心豊かにたくましく生きる子どもを育成します。
2 町民が、生涯にわたり、いきいきと暮らす生涯学習社会を創造します。
3 家族やふるさとを愛し、ともに豊かに暮らす地域社会の形成に向けて、家庭や地域の教育力を高めます

実施計画

I 将来を豊かに生きる力の基礎を培う学校教育の推進
1. 確かな学力の向上
2. 豊かな心の育成
3. 健やかな体を育む健康教育の推進
4. 特別支援教育の充実
5. 教育相談体制の充実
6. 安全・安心な学校づくりの推進
7. 教職員の資質向上
8. 開かれた学校づくりと家庭・学校・地域等との連携の充実

II 安全・安心でのびのびと学習できる教育環境の整備
1. 教育施設の整備
2. 修学支援等の推進

III 自発的に学び親しむ生涯学習・生涯スポーツの推進
1. 生涯学習体制の充実・活動の推進
2. 生涯スポーツ体制の充実・活動の推進

IV 芸術・文化の振興と歴史・伝統の継承
1. 芸術・文化の振興
2. 歴史・伝統の保存、継承

V 明日を担う青少年を育む家庭・地域の教育力の向上
1. 家庭の教育力の向上
2. 青少年の健全育成
3. 地域の教育力の向上

参酌

具体策

時津町教育大綱

(教育総会議で協議・町長が策定)

○基本目標
1 広く世界に目を向け、自ら学び、心豊かにたくましく生きる子どもを育成します。
2 町民が、生涯にわたり、いきいきと暮らす生涯学習社会を創造します。
3 家族やふるさとを愛し、ともに豊かに暮らす地域社会の形成に向けて、家庭や地域の教育力を高めます。

○具体的な施策
① 将来を豊かに生きる力の基礎を培う学校教育の推進
② 安全・安心でのびのびと学習できる教育環境の整備
③ 自発的に学び親しむ生涯学習・生涯スポーツの推進
④ 芸術・文化の振興と歴史・伝統の継承
⑤ 明日を担う青少年を育む家庭・地域の教育力向上

参酌

時津町総合計画

- 将来像
生活都市とぎつ～誰もが住みたくなる町へ～
- テーマ
○快適で活力のあるまち
1. にぎわいと住みやすさのあるまちを創る
2. 活力と夢のあるまちを創る
- 健やかで美しいまち
3. 健やかで笑顔のあるまちを創る
4. 安全で安心な美しいまちを創る
- 人が育つ協働のまち
5. 豊かな心と学びのあるまちを創る
 - ①生涯学習・スポーツ
生涯学習
生涯スポーツ
 - ②明日を担う青少年の育成
家庭教育
学校教育
青少年健全育成
幼児教育
 - ③芸術・文化の振興と歴史・伝統の継承
芸術・文化
歴史・伝統
- 6. みんなの参加でまちを創る
 - ①住民主体のまちづくり
コミュニティ
まちづくり
 - ②誰もが平等に活躍できる環境
男女共同参画
人権尊重
 - ③新たな交流の展開
地域間交流
国際化・国際交流
 - ④社会変化に対応できる行財政

- ◆地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年6月30日法律第162号)
- (大綱の策定等)
- 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。